

3. 株式会社国際協力銀行

1. 設立の経緯

株式会社国際協力銀行は、昭和25年に設立された日本輸出銀行を前身として、平成24年に株式会社日本政策金融公庫から分離して発足した組織である。

日本輸出銀行の設立構想は、GHQによる貿易管理規制が緩和され、民間貿易が許可された後の昭和25年5月の池田勇人大蔵大臣とジョセフ・ドッジとの会談において浮上した。日本側としては、デフレを緩和するために政府の預金部預金を国内に資金供給したい思惑があり、米国側としては、日本からの輸出金融を後押しすることでアジア諸国の経済復興につなげたい思惑があり、これが一致した。日本輸出銀行法案は同年12月7日に国会に提出され、わずか2日後の同月9日には成立、同月15日には昭和25年法律268号として公布施行されるという素早さであった。このとき、輸銀の業務は、設備と技術の輸出に対する金融に限定されていたが、翌々年には、業務範囲に、資源の開発輸入に必要な資金を貸し付ける輸入金融を追加し、名称を日本輸出入銀行（輸銀）に改める法改正（昭和27年法律第66号）が行われた。その後も、債務保証業務の追加（昭和27年）、海外投資・海外事業金融業務の追加拡充（昭和28年、32年）、リファイナンス業務の追加（昭和39年）、アンタイドローンの新設（昭和47年）、出資業務の追加（平成元年）、ブリッジローンの創設（平成5年）等の業務範囲の拡大が次々と行われている。

この間、輸出金融としては、昭和40年代までは、新造船や船舶大型化への改造工事に融資する船舶輸出が最大のシェアを占めていたが、その後は、エネルギー、化学、製鉄等のプラント輸出が拡大した。また、アラスカにおけるパルプ事業（昭和32年～）、アラビア石油（昭和35年～）、イラン石油化学（昭和51年～）等の国家的なプロジェクトを支援するとともに、昭和40年代からは石油、ウラン、天然ガス等のエネルギー資源、鉄鉱石等の金属・鉱物資源等の資源関連の輸入融資が急増した。

昭和50年代後半から、行政改革、財投改革の観点から政策金融に対して厳しい目が向けられるようになり、輸銀の業務自体については依然として必要性が理解されたものの、類似の機関との整理合理化が求められ、平成7年に「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」（同年3月閣議決定）において、輸銀と海外経済協力基金（昭和36年設立、OECF）を4年後に統合する方針が決まった。これを踏まえ、

平成11年に国際協力銀行法案が成立、平成11年法律第35号として公布施行され、同年10月1日をもって輸銀及びOECFは解散し、その業務は特殊法人である国際協力銀行（旧JBIC）に引き継がれた。

小泉純一郎内閣以降の政策金融改革の議論においては、「特殊法人整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）において、旧JBICについても「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減することとされた。具体的には、平成17年11月に経済財政諮問会議が決定した「政策金融改革の基本方針」において、

- ① 海外経済協力機能（円借款）は、民にはない政府開発援助（ODA）機能を重視し、他の政策金融と別の機能として残す
- ② 国際金融機能（貿易金融、投資金融、アンタイドローン）は、国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き、撤退する
- ③ 政策金融として残すものは一つの政策金融機関に統合する

という方針が示された。その後、ODA全体で政府全体の体制を見直す必要性が認識されて開催された海外経済協力に関する検討会（平成17年12月～18年2月）においては、JBICの円借款部門、外務省の無償資金協力部局を分離して国際協力機構（JICA）と統合すること、JBICの国際金融等部門は、新政策金融機関の国際部門として専門性が維持されるよう一定の組織的独立性を持たせることが決まった。こうした検討を踏まえ、平成19年5月に株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）が成立し、平成20年10月1日に株式会社として株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）が設立された。平成22年には、気候変動対策における民間投資の後押しをするため、新たにJBIC（部門）が地球環境の保全を目的とする海外における事業を行えるよう、株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律（平成22年法律第14号）が成立・施行された。

一方、このころより、いわゆる「パッケージ型インフラ」の海外展開促進が政策課題として認識される。つまり、海外における膨大なインフラ需要が存在し、その案件受注に向けた国際競争が激しさを増している中、大規模・長期の外貨ファイナンスについて民間金融機関だけで対応することの困難性等が指摘されるようになった。こうした論点は「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」（平成22年9月～

24年10月)の場で経済界も含めた議論が進められ、最終的に、①国際協力銀行の機能強化(主な内容としては、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与、現地通貨対応強化等)と、②機動性・専門性・対外交渉力強化の観点を踏まえた日本政策金融公庫からのJBIC分離、を決定した。こうした点を盛り込んだ株式会社国際協力銀行法案が23年4月に可決・成立し、平成23年法律第39号として公布施行された。これによって、旧JBIC部門は再び国際金融機能を専ら担う政策金融機関として再出発することになり、翌年4月1日に株式会社国際協力銀行(新JBIC)が設立された。

また、世界のインフラ需要を背景に、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、平成28年に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)」が成立し、JBICの機能が強化された。具体的には、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う「特別業務」が追加(「一般業務勘定」と区分して経理)されることでJBICの更なるリスクテイクが可能となった。また、途上国のインフラ事業で需要が大きい現地通貨建ての融資拡大や、支援手法の多様化等も行われた。

さらに、日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進等を進めるとともに、ウクライナの復興を支援するため、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(令和5年法律第11号。令和5年4月7日成立)」により、JBICの機能が強化された。主な内容としては以下のとおりである。

- ① 日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化
 - ・日本企業のみならず、日本企業のサプライチェーンや産業基盤を支える外国企業もパッケージで支援可能とする。
 - ・海外で開発した資源等を日本に輸入する場合のみならず、日本企業が海外で引き取る場合も輸入金融による支援を可能とする。
 - ・日本企業のサプライチェーン強靱化に係る海外事業資金を国内経由で融資可能とする。
- ② スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し
 - ・海外事業を行う国内スタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得等を可能とする。
 - ・特別業務勘定の対象分野を拡大し、資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等を対象に追加する。
- ③ 国際協調によるウクライナ復興支援への参画
 - ・国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICが保証できるよう、保証の対象に国際金融機関を追加する。

2. 目 的

JBICは、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」(株式会社国際協力銀行法第1条)を目的としている。

3. 組織・機構(令和6年3月末現在)

- (1) 資本金等
 - 資本金 2兆2,118億円
- (2) 本支店、海外駐在員事務所
 - 本店1, 支店1, 海外駐在員事務所18
- (3) 役員及び職員
 - 役員は、取締役9名及び監査役3名(このうち、社外取締役2名及び非常勤監査役2名。)、職員は令和6年度の予算定員において720名である。
- (4) 出融資残高等
 - 出融資残高 16兆8,287億円
 - 保証残高 1兆5,264億円

4. 業 務

- (1) 業務内容(株式会社国際協力銀行法第11条等)
 - A 輸出金融
 - 我が国で生産された設備・技術(航空機、船舶及び車両を含む。)の輸出等のために必要な資金の貸付け、債権の譲受け、保証を行うこと(以下「貸し付けること等」という。)等。
 - B 輸入金融
 - 我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資・技術(設備を含む。)の輸入等に必要な資金を貸し付けること等。(具体例：資源、航空機の輸入)
 - C 投資金融
 - 我が国の法人等又は我が国の法人等が出資する外国法人等が海外において行う事業に充てられる資金を貸し付けること等。
 - D 事業開発等金融
 - 外国政府や外国金融機関等に対して、海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入等に必要な長期資金又は当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付けること等。

E ブリッジローン

国際収支上の困難を抱えた外国に対し、国際通貨基金（IMF）等が当該外国の経済の発展を支援するための資金の供与を行うまでの間、当該国の輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。

F 出資

海外で事業を行う者に対して、当該事業に必要な資金を出資すること等。

G 調査

当業務に関連して必要な調査を行うこと。

（２）業務に関する原則

業務に関する原則については、目的規定において、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨（株式会社国際協力銀行法第１条）」としている。また、融資に対する償還（出資の場合、配当支払を可能とする利益の発

生）の確実性の原則（株式会社国際協力銀行法第13条第１項）、収支相償の原則（同条第２項）を規定している。

（３）最近の業務概況

令和５年度の出融資及び保証承諾額は、出融資承諾額１兆8,075億円、保証承諾額2,303億円、総額２兆379億円となった。また、出融資実績（実行額）は輸出金融580億円、輸入金融1,341億円、投資金融１兆166億円、事業開発等金融487億円及び出資167億円、総額１兆2,742億円となった。

（４）資金調達の実況

令和５年度の出融資所要金１兆2,742億円の資金調達は、財政投融资特別会計投資勘定出資金1,030億円、借入金５兆6,326億円のほか、社債の発行による7,635億円から借入金償還等５兆2,249億円を控除したものである。